

入間川地区中学校統廃合検討協議会第11回会議録

- ・開催日時 平成25年10月1日(火) 午後7時～午後7時45分
- ・開催場所 狭山市役所6階602・603会議室
- ・出席者 25名 ※欠席者5名
- ・事務局 生涯学習部長 次長兼教育総務課長 学校統廃合担当課長 同担当主査
学校教育部参事兼教育指導課長 学務課長
- ・傍聴者 10名

【会議内容】

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長あいさつ
- 4 議 事

(1) 統合の時期について

(事務局) 統廃合の対象校である東中学校については、耐震補強工事を実施していないため、生徒の安全確保の観点からも早期に統廃合を行う必要がありますが、その実施にあたっては、まずは統廃合計画を策定し、その計画を基に市議会の議決を得て、学校設置条例の一部を改正する必要があります。その後は、統合までの準備期間として一年間をかけて、移転や廃校の準備、統合先の中学校との事前交流、教育課程のすり合わせ等を行うこととなります。

文部科学省が、平成27年度までに公立学校施設の耐震化を完了させる方針を示していることから、遅くとも平成28年4月までには学校統合を行うこととなりますが、仮に統合の時期を平成27年4月とした場合、平成26年3月の定例市議会までには議決を得る必要があります。しかしながら、統廃合計画を策定するために必要なプロセスである通学路や制服、部活動等に関する協議、さらには今後の狭山台地区の関

係者との協議等も考慮した場合、現時点では難しい状況にあります。

また、東中学校区に関しては、狭山台中学校等への通学も可能な特別許可地区が一部の地域に設けられていますが、当該地区内から東中学校へ通学する現在の 1 年生に対しては、入学する前の段階で、狭山台中学校等に統合する時期についての明確な説明をしていません。

以上を踏まえ、入間川地区の中学校の統合は、平成 27 年 3 月の定例市議会までに議決を得て、平成 28 年 4 月に実施する方向で進めていくことが適当と考えます。

(委員) 現在、富士見小の児童の一部は、東中ではなく狭山台中に入学することも可能ですが、狭山台中に来年度入学する生徒の数は、いつ頃把握できますか。生徒数、学級数で教員の配当人数は変わってきますし、来年度に向けた準備として、教室の整備、エアコン、下駄箱、スクールセットなど、喫緊の課題がいくつか出てまいりますので…。

(事務局) 現在、東中または狭山台中を選べる特別許可地区がありますが、平成 28 年 4 月に統合した場合、現在の富士見小の 5・6 年生については、東中に進学した後、学年の途中で狭山台中に学校が変わることになります。そのような状況もありますので、富士見小の保護者に対しましては、今後説明していきたいと考えています。なお、特別許可地区にお住まいで、指定校とは別の学校を選択する場合は、学務課で申請が必要となりますが、それらの申請は 11 月から受付を開始する予定です。そして、それらの人数を取りまとめたうえで、12 月と 1 月の時点における来年度の生徒学級数の見込みを各学校に報告することになっています。

なお、平成 28 年 4 月の統合に向け、狭山台中の必要な改修等の工事につきましても、平成 27 年度に実施する予定です。

(委員) 東中ではなく狭山台中を選んでいる人は、何人位いますか。

(事務局) 今年の 4 月に入学した中学 1 年生に関していえば、特別許可地区に住んでいる対象生徒 50 人のうち、東中ではなく狭山台中を選択した生徒は 6 人でした。同じように特別区許可地区になっている新狭山小学校区のエリアの中学 1 年生に関しては、対象生徒 8 人のうち、東中ではなく堀兼中を選択した生徒は 2 人でした。御狩場小学校のエリアに関しては、対象生徒 3 人のうち、東中ではなく山王中を選択した生徒

は2人で、残りの1人は私立中学への進学でした。

(議長) それでは、統合の時期につきましては、平成28年4月ということでしょうか。

特に意見がないようですので、そのような形で決めさせていただきます。

(2) 特別許可地区の設定について

(事務局) 資料にあるとおり、特別許可地区として㉠と㉡のエリアを設定し、㉠のみ設定した場合の推計表、㉡のみ設定した場合の推計表、㉠と㉡の両方を設定した場合の推計表を作成しました。

この特別許可地区の設定に関しましては、富士見小と東中の新旧のPTA会長さん、中窪、東急入間川、富士見一丁目の自治会長さんと事前に協議の場を設けさせていただき、そこでの意見や要望を踏まえ、事務局としては、㉠と㉡の両方のエリアを特別許可地区として設定する方向で進めていきたいと考えています。

(委員) ㉠と㉡の両方のエリアを特別許可地区に設定したとして、仮に全員が中央中を選択した場合、中央中が普通教室の保有数14を超えて15学級になってしまうとのことですが、受け入れ可能な人数を超えてしまったら、抽選を行うといったこともあり得るのでしょうか。

(事務局) 中央中学校としては14学級までが本来的には理想とのことですが、現在、会議室などとして使っている教室を普通教室に戻すことで、15学級も不可能ではないとのことですので、抽選を行うということは考えていません。

(議長) ㉠と㉡の両方のエリアを特別許可地区に設定するということが、そういう形よろしいでしょうか。

それでは、特に意見もないようですので、そのような形で決めさせていただきたいと思います。

(3) その他

(事務局) 統合の時期が本日決まりましたので、次回は統合までのスケジュール

ルを提示したいと思います。また、次回の議題につきましては、統合の方法、学校名について取り上げたいと考えています。

(委員) 東急入間川自治会では 750 世帯のうちの約半分が、東中が避難所になっているのですが、学校は、そういった防災拠点としての機能を果たしたり、地域における文化・スポーツの活動拠点だったり、様々な意味で地域の拠点的な役割を担っています。そのような機能や役割を持つ学校に代わるものをどうするかについての議論は、どこでされるのでしょうか。こういったことは、要望という形で出すテーマではなく、事務局から提案して議論されるべきものだと思います。

(事務局) 統廃合計画の提言書のなかに、避難所としての機能を残すといった要望を盛り込むことは可能ですが、廃止する学校施設等の活用方法は市長部局で決めることとなりますので、教育委員会で決めることはできません。

(委員) 要望という形でなく、学校が持っていた機能や役割をどう保持していくかということは、市として考えるべきテーマだと思うのですが…。そういった議論は必要だと思うし、ただ要望するというだけでは弱いですよ。

(事務局) この検討協議会で、そういった議論をしていただくことは大事なことだと思っていますし、そうして議論をした結果を提言書に盛り込むということです。

(議長) 他に何かありますか。

(委員) きっと学校名に関しては、「狭山台中学校」という名前はそのまま残す方向で進んでいくと思うのですが、富士見小の保護者のなかには、もちろん全員ではありませんが、新しい学校名にすることも検討する余地があってもいいのではといった意見もあります。

(事務局) 学校名に関しましては、この検討協議会の場であらためて協議をして決めることとなります。

(委員) ここで学校名を決めるということであれば、この検討協議会は、行

政機関の参与機関ということになります。行政機関の諮問機関ということであれば、学校名は学校設置条例によりますので、あくまでも議会が決めるということになります。ですから、この検討協議会で学校名を決めるというのは、地方自治法上できないと私は考えますが、如何でしょうか。

(事務局) もちろん学校名を変更する場合は学校設置条例の改正が必要ですので、議決案件です。この検討協議会で決めるというのは、校名について議論し、一定の方向性を示して統廃合計画に反映させるということです。

(委員) 富士見小の保護者説明会の開催予定を教えてください。

(事務局) まだ日程は決めていませんが、11月頃を目途に、富士見小学校と新狭山小学校の保護者を対象に説明会を開催したいと考えています。統合の時期と特別許可地区の区域が決まったことは、説明会の開催日時とあわせて、早速文書で保護者の皆さまにお知らせをしたいと考えています。

(委員) 狭山台小の保護者に対しては、そういった文書を出したり、説明会を開催したりといった予定はないのでしょうか。

(事務局) 狭山台小につきましても、時機を見て説明の場を設けたいと考えています。

5 閉 会

【配付資料】

- 検討協議会第10回会議録
- 入間川地区中学校統廃合検討協議会の検討状況について
- 東中学校保護者説明会報告
- 富士見小学校保護者説明会報告
- 統合後の通学区域図
- 統合後の生徒数・学級数推計表
- 統合の時期について
- 統合後の通学区域図（特別許可地区）
- 統合後の生徒数・学級数推計表（特別許可地区①）
- 統合後の生徒数・学級数推計表（特別許可地区②）
- 統合後の生徒数・学級数推計表（特別許可地区①+②）
- 入間川地区中学校統廃合検討協議会委員名簿